

## 積立式定期預金規定

### I. 自由型・目標型

#### 1. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも現金による預入れができます。また、自由型の場合は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも払戻しができます。ただし、預入れ、払戻しのいずれの場合も、必ず通帳をお持ちください。自由型の払戻しを当店に限定するときは、書面により当行に届出てください。

#### 2. (預金の預入れ等)

この預金は、現金、小切手その他の証券類で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）または口座振替により預入れることができます。

目標型の場合は、通帳記載の預入期限〔通帳記載の満期日の1か月前の応当日（証券類による預入れの場合は、決済される日が通帳記載の満期日の1か月前応当日）〕まで預入れることができます。

#### 3. (証券類の受入れ)

- (1) 証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。
- (3) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

#### 4. (口座振替による預入れ)

- (1) 積立金引落口座、振替日、振替金額、振替方法等は口座振替依頼書に記載のとおりとします。ただし、積立金引落口座の残高が振替日において振替金額に満たないときは、通知することなく、その月の口座振替を行いません。
- (2) 積立金引落口座、振替日、振替金額等を変更する場合ならびにこの口座振替を中止する場合には、あらかじめ書面によって当行本支店いずれかの店舗に届出てください。

#### 5. (預金の期間、継続の方法、支払時期等)

この預金の預入れは、預金口座に対してあらかじめ指定をうけた課税区分により次のとおり取扱います。

##### (1) 少額貯蓄非課税制度および分離課税制度の適用口座

###### ア. 自由型の場合

- (ア) 預入れ（後記（イ）に規定する継続および第9条第2項に規定する解約元利金と払戻請求金額との差額の預入れを含む。）のつど、各別の3年後の応当日を最長預入期限とする期日指定定期預金、または2年後の応当日を満期日とする自由

## 積立式定期預金規定

金利型定期預金（M型）（以下「スーパー定期」という。）のいずれかとします。

（イ）継続の停止または解約の申し出がない限り、期日指定定期預金は最長預入期限に、またスーパー定期は満期日に、元利合計額および同一日に継続書替した他の預金がある場合はこれを合算した金額をもって、期日指定定期預金またはスーパー定期として継続します。継続された預金についても以後同様とします。

（ウ）継続を停止するときは、期日指定定期預金は最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までに、スーパー定期は満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。

（エ）期日指定定期預金およびスーパー定期は、満期日以後に支払います。この場合、期日指定定期預金の満期日については、次により取扱います。

A 満期日は、預入日から1年後の応当日（据置期間満了日）以後最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当行本支店いずれかの店舗に対して1か月前までに通知を必要とします。なお、1口の預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。

B 1口の預金の一部について支払いがあった場合は、その残りの部分について自動継続の取扱いをします。

C 前記Aによる満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。

D 前記Aにより定められた満期日から解約されないまま1か月を経過するかまたはその間に最長預入期限が到来した場合は、前記Aによる満期日の指定がなかったものとし、引続き最長預入期限に継続の取扱いをします。

### イ. 目標型の場合

（ア）当初預入日から通帳記載の預入期限までの期間において預入れ（後記（イ）に規定する継続および第9条第2項に規定する解約元利金と払戻請求金額との差額の預入れを含む。）のつど、次の各別の定期預金とします。

A 預入日（または継続日）から通帳記載の満期日までの期間が3年1か月以上の場合…3年後の応当日を最長預入期限とする期日指定定期預金または2年後の応当日を満期日とするスーパー定期

B 預入日（または継続日）から通帳記載の満期日までの期間が3年超3年1か月未満の場合…1年後の応当日を満期日とする期日指定定期預金またはスーパー定期

C 預入日（または継続日）から通帳記載の満期日までの期間が1年以上3年以内の場合…通帳記載の満期日を満期日とする期日指定定期預金またはスーパー定期

D 預入日（または継続日）から通帳記載の満期日までの期間が1か月以上1年未満の場合…通帳記載の満期日を満期日とするスーパー定期

## 積立式定期預金規定

(イ) 期日指定定期預金はその最長預入期限に、スーパー定期はその満期日に、元利合計額および同一日に継続書替した他の預金がある場合は、これを合算した金額をもって前記(ア)に規定する預金として継続します。継続された預金についても以後同様とします。

(ウ) この口座の預金は、通帳記載の満期日以後に支払います。

(2) 少額貯蓄非課税制度または分離課税制度の適用されない口座

ア. 自由型の場合

(ア) 預入れ（継続および第9条第2項に規定する解約元利金と払戻請求金額との差額の預入れを含む。）のつど、各別の2年後の応当日を満期日とするスーパー定期とするほかは前記(1)アと同様に取扱います。

(イ) 定期預金は、継続停止の申し出があった場合に、満期日以後に支払います。

イ. 目標型の場合

預入れ（継続および第9条第2項に規定する解約元利金と払戻請求金額との差額の預入れを含む。）のつど、次の各別の定期預金とするほかは前記(1)イと同様に取扱います。

(ア) 預入日（または継続日）から通帳記載の満期日までの期間が2年1か月以上の場合…2年後の応当日を満期日とするスーパー定期

(イ) 預入日（または継続日）から通帳記載の満期日までの期間が2年超2年1か月未満の場合…1年後の応当日を満期日とするスーパー定期

(ウ) 預入日（または継続日）から通帳記載の満期日までの期間が1か月以上2年未満の場合…通帳記載の満期日を満期日とするスーパー定期

## 6. (利息)

(1) 各別の定期預金の利息は、次により計算します。

ア. 期日指定定期預金

期日指定定期預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率によって、1年複利の方法により計算します。利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

(ア) 預入日（または継続日）から満期日の前日までの期間が1年以上2年未満の場合…当行所定の預入期間1年以上2年未満の利率

(イ) 預入日（または継続日）から満期日の前日までの期間が2年以上の場合…当行所定の預入期間2年以上の利率（以下「2年以上利率」という。）

イ. スーパー定期

スーパー定期の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および預入日（または継続日）の当行所定の利率（以下「約定利率」

## 積立式定期預金規定

という。)によって計算します。

利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

ただし、預入日の2年後の応当日を満期日とした自由型・目標型のこの預金の利息は、次によって計算します。

(ア) 預入日（または継続日）の1年後の応当日（以下「中間利払日」という。）に約定利率に70%を乗じた中間利払利率（ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）による中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として支払います。

(イ) 中間払利息は、中間利払日に元金と満期日を同一にする預入期間1年のこの預金とし、その利率は中間利払日における当行所定の利率を適用します。

(ウ) 中間払利息を差引いた利息の残額は、満期日に支払います。

(2) 継続を停止した場合における満期払利息および満期日以後の利息は、元金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間（または日数）について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) 満期日前の解約をする場合、または第9条第5項および第6項の規定のいずれかにより解約する場合、その利息は次によって計算します。

### ア. 期日指定定期預金

期日指定定期預金の利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てとし、預入日から6か月以上経過した場合には、預入日の普通預金の利率を下回らないものとします。）によって計算し、元金とともに支払います。

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%

### イ. スーパー定期

スーパー定期の利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てとし、預入日から6か月以上経過した場合には、預入日の普通預金の利率を下回らないものとします。）によって計算し（期間3年の場合は6か月複利の方法により計算します。）、元金とともに支払います。

ただし、次の預入期間に応じた利率は、この預金の約定期間が1年以上で預入日から6か月以上経過した後、満期日前に解約する場合には、「預入日における預入期間に応じた自由金利型定期預金(M型) [スーパー定期]利率×90%」の算式により計算した利率を上回らないものとしますが、預入日における普通預金利率を下回

## 積立式定期預金規定

る場合は、預入日における普通預金の利率によって計算します。

なお、中間払利息が支払われている場合は、その支払額と次の利率により計算した利息額の差額を清算します。

(ア) 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×50%
C 1年以上3年未満	約定利率×70%

(イ) 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×40%
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%

(4) 期日指定定期預金およびスーパー定期の付利単位は1円とし、1年を365日として日割計算します。

### 7. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第9条第6項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条第6項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

### 8. (取引の制限等)

(1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引を含む入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

## 積立式定期預金規定

- ① 不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引
  - ② 外国送金、外貨預金、貿易取引等外為取引全般
  - ③ 当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引
- (4) 第1項から第3項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと当行が認める場合、当行は速やかに前3項の取引等の制限を解除します。

### 9. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当行本支店いずれかの店舗に提出してください。
- また、当行本支店いずれかの店舗で当行所定のタブレット端末により手続きを行う場合は、画面案内に従い入力等を行い、通帳を提出してください。
- (2) この預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元利金が払戻請求書記載の金額、もしくは当行所定のタブレット端末への払戻請求入力金額に達するまでこの預金を1口毎に順次解約します。解約元利金が払戻請求額を上回るときは、差額をこの預金に預入れるものとします。なお、この場合の払戻請求は1日1回限りに取扱います。
- ただし、目標型の場合、残高の一部に相当する金額の支払は当初預入日から通帳記載の預入期限までの間に限り取扱います。
- (3) 解約する順序は、解約日においてすでに満期日が到来しているものを優先し、かつ、預入日（継続をしたときはその継続日）から解約日までの日数の多いものからとします。なお、満期日の到来していないものを解約する場合は、この日数の少ないものからとします。
- (4) この預金の解約等を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当行所定の本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで解約等を行いません。
- (5) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
  - ② この預金の預金者が第15条に違反した場合
  - ③ この預金が本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

## 積立式定期預金規定

- ④ 預金者が口座開設申込時に申告した利用目的どおりにこの預金口座を利用しなかった場合、または口座開設後一定期間この預金口座を利用せず、当行が預金者の届出住所または届出電話番号に連絡しても連絡が不能である場合
  - ⑤ 法令で定める本人確認等、および第8条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
  - ⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合
  - ⑦ 第8条第1項から第3項までに定める取引等の制限が1年以上にわたって解消されない場合
  - ⑧ 第1号から第7号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (6) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
    - A. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為

- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
  - E. その他AからDに準ずる行為
- (7) 前項の解約通知を届出のあった氏名、住所にあてて発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 10. (非課税限度額超過時の取扱)

少額貯蓄非課税制度の適用口座で、預入方法が口座振替の場合に、第5条第1項に規定する利息の組入れによってこの口座の非課税貯蓄限度額を超過するときは、積立金引落口座に利息額を入金します。

#### 11. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行本支店いずれかの店舗に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に、通帳や印章を失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。
- (3) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。なお、通帳を再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

#### 12. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 13. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類または当行所定の印鑑スキャナーに使用された印影を

届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類または当行所定のタブレット端末により作成された電磁的記録につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、預金者が個人の場合は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

#### 14. (盗難通帳による払戻し等)

(1) 盗取された個人のお客さま名義の通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この個人のお客さま名義の通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された個人のお客さま名義の通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
  - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
  - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
  - C. 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項につい

て偽りの説明を行ったこと

- ② 個人のお客さま名義の通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された個人のお客さま名義の通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。
- (8) 本条の規定は、法人のお客さま名義の通帳には適用されません。

#### 15. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

#### 16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保とするために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。  
ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定すること

ができるものとします。

- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
  - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 17. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める運用開始日から適用されるものとします。

## II. 年金積立型

前記 I. 自由型・目標型規定によるほか以下により取扱います。

### 1. (預金の預入れ等)

- (1) この預金は、現金または口座振替により預入れることができます。
- (2) 現金により預入れる場合は、当行本支店のどこの店舗でも預入れることができます。この場合は必ず通帳をお持ちください。
- (3) この預金は、通帳記載の受取開始日の6か月前応当日まで預入れることができます。

### 2. (預金の種類、分割、支払方法等)

- (1) この預金への預入れは、当初預入日から通帳記載の受取開始日の3か月前の応当日(以下「年金元利金計算日」という。)までの期間について次のとおり取扱います。
- ア. 預入れ(後記イに規定する継続および第3条第2項に規定する解約元利金と払戻請求金額との差額の預入れを含む。)のつど、次の各別の定期預金とします。
- (ア) 預入日(または継続日)から年金元金計算日までの期間が3年3か月以上の場合…3年後の応当日を最長預入期限とする期日指定定期預金または3年後の応当

## 積立式定期預金規定

- 日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）（以下「スーパー定期」という。）
- (イ) 預入日（または継続日）から年金元金計算日までの期間が3年超3年3か月未満の場合…1年後の応当日を満期日とする期日指定定期預金またはスーパー定期
  - (ウ) 預入日（または継続日）から年金元金計算日までの期間が1年以上3年以下の場合…年金元金計算日を満期日とする期日指定定期預金またはスーパー定期
  - (エ) 預入日（または継続日）から年金元金計算日までの期間が1年未満の場合…年金元金計算日を満期日とするスーパー定期

イ. 期日指定定期預金はその最長預入期限に、スーパー定期はその満期日に、元利合計額および同一日に継続書替した他の預金がある場合は、これを合算した金額をもって前記アに規定する預金として継続します。継続された預金についても以後同様とします。

- (2) 年金元金計算日には、次により取扱います。なお、すべての期日指定定期預金は年金元金計算日に満期日が到来したものとします。また、各別の定期預金の元利金の合計額を「年金計算基本額」とします。

ア. 年金計算基本額を通帳記載の受取回数で除した金額（ただし100円単位とし、100円未満の端数があるときは最終受取分が含まれる定期預金に加算します。以下同様。）

を元金として年金元金計算日から3か月ごとの応当日を満期日とする次の12口の定期預金（以下「定期預金（満期支払口）」という。）を作成します。

ただし、通帳記載の受取回数が12回に満たない場合は、順次、受取回数分作成します。

- (ア) 3か月後の応当日を満期日とするスーパー定期
- (イ) 6か月後の応当日を満期日とするスーパー定期
- (ウ) 9か月後の応当日を満期日とするスーパー定期
- (エ) 1年後の応当日を満期日とする期日指定定期預金またはスーパー定期
- (オ) 1年3か月後の応当日を満期日とする期日指定定期預金またはスーパー定期
- (カ) 1年6か月後の応当日を満期日とする期日指定定期預金またはスーパー定期
- (キ) 1年9か月後の応当日を満期日とする期日指定定期預金またはスーパー定期
- (ク) 2年後の応当日を満期日とする期日指定定期預金またはスーパー定期
- (ケ) 2年3か月後の応当日を満期日とする期日指定定期預金またはスーパー定期
- (コ) 2年6か月後の応当日を満期日とする期日指定定期預金またはスーパー定期
- (サ) 2年9か月後の応当日を満期日とする期日指定定期預金またはスーパー定期
- (シ) 3年後の応当日を満期日とする期日指定定期預金またはスーパー定期

イ. 年金計算基本額から前号により作成された定期預金（満期支払口）の元金合計金額を差引いた金額を元金として、1口の期日指定定期預金またはスーパー定期（以下「定期預金（継続口）」という。）を作成します。

- (3) 定期預金（満期支払口）は、各々満期日において元利合計額を年金受取指定口座へ

## 積立式定期預金規定

入金する方法で支払います。

(4) 定期預金（継続口）は、満期日に前記(2)アと同様に取扱い、以後同様とします。

この場合、「年金計算基本額」とあるのは「定期預金（継続口）の元利金」に、「年金元金計算日」とあるのは「定期預金（継続口）の満期日」に、「通帳記載の受取回数」とあるのは「通帳記載の受取回数のうち定期預金（継続口）の満期日における残余の受取回数」と読み替えるものとします。ただし、残余の受取回数が12回以下になる場合、当該定期預金（継続口）の元利金から定期預金（満期支払口）の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金（満期支払口）に加算します。

(5) この預金の最終受取日以後この預金口座の残高はありませんので、この通帳は無効となります。

### 3.（預金の解約）

(1) やむを得ない事由により、この預金を第2条による支払方法によらず解約する場合は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当行本支店いずれかの店舗へ提出してください。

(2) 年金元金計算日の3か月前応当日までに、この預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元利金が払戻請求書記載の金額に達するまでこの預金を1口ごとに順次解約します。解約元利金が払戻請求金額を上回るときは、差額をこの預金に預入れるものとします。

(3) 解約する順序は、解約日においてすでに満期日が到来しているものを優先し、かつ、預入日（継続をしたときはその継続日）から解約日までの日数の多いものからとします。なお、満期日の到来していないものを解約する場合は、この日数の少ないものからとします。

以 上

## 総合口座取引追加規定

1. 積立式定期預金通帳は総合口座定期預金担保明細通帳（以下「明細帳」という。）として利用できます。明細帳には総合口座の「定期預金・担保明細」を記載します。

2. 総合口座取引規定の各条項における「通帳」には、総合口座通帳のほか明細帳を含むものとします。

3. 総合口座取引の定期預金を解約または書替継続するとき、また普通預金を解約する場合は、総合口座通帳と明細帳を持参してください。

以 上